会 議 録

令和3年度第1回弘前市空き家等対策協議会	
日時	令和 3 年 12 月 23 日(木) 9 時 30 分~10 時 30 分まで
場 所	弘前市役所 市民防災館 3階 防災会議室
議長	弘前市空き家等対策協議会会長 櫻田 宏
出席者	委員 市長、齋藤委員、三上委員、西澤委員、崎野委員、片岡委員、 (8人) 増田委員、工藤委員
	事務局 建設部長、建設部理事兼建築指導課長、建築指導課長補佐、 は (6人) 建築指導課空き家対策係主幹兼係長、同主査、同主事
欠 席 者	板垣委員
会 議 の議 題	1) 弘前市空き家等対策計画 ・弘前市の現状について ・対策の実施状況について 2) 特定空家等の認定について 3) 特定空家等に対する措置の進捗状況について ※非公開
会議結果	議題 1) 弘前市の現状、対策の実施状況について報告 議題 2) 特定空家等の認定について了承 議題 3) 特定空家等に対する措置の進捗状況について了承
会議資料の名 称	
会議内容 (発言者、発言 内容、審議経 過、結論等)	議事録のとおり

議事録

司会

ただいまから、令和3年度第1回弘前市空き家等対策協議会を開会いたします。

本日は、委員の過半数が出席しておりますので、弘前市空き家等対策協議会運営要綱第3条第2項の規定により、会議は成立いたしますことをご報告いたします。

なお、弘前市空き家等対策協議会運営規程第2条により、個人情報が含まれる審議を除き、会議は公開することとなっております。

また、今回の会議録については、ホームページ上で公開し、市民の方々に周知することと しております。

それでは、開会に先立ち、市長よりごあいさつを申し上げます。

市長 <市長あいさつ>

司 会 次に、新たに委員となられた方もいらっしゃいますので、委員の皆様からひとことご挨拶 を頂戴したいと思います。

各委員 〈委員あいさつ〉

司 会 続きまして、組織会に移りたいと思います。

本協議会運営要綱第2条第2項により、会長は市長をもって充てると規定されております。

また、副会長につきましては、同要綱第2条第3項の規定に基づき、会長が指名する こととなっております。

それでは、会長より副会長の指名をお願いいたします。

会 長 それでは、副会長を指名させていただきます。

副会長は、青森県宅地建物取引業協会弘前支部長、齋藤弘臣委員にお願いいたします。齋藤委員、よろしくお願いいたします。

齋藤委員 謹んでお受けいたします。

司会
それでは、議事に入りたいと思います。

本協議会運営要綱第2条第4項の規定により、会議の議長は会長が務めることとなっております。それでは、会長よろしくお願いいたします。

議長

皆様どうもご苦労様でございます。

それでは、議長として議事を進めてまいります。議事の進行にご協力のほどよろしくお願いいたします。

まず、議題(1)「弘前市空き家等対策計画」についてですが、初めに、弘前市の現状について事務局から説明をお願いします。

事務局

<弘前市の現状について説明>

議長

それでは、ただいま説明いたしました内容について、ご意見・ご質問等はございますでしょうか。

(意見・質問等なし)

議長

無いようですので、次に、対策の実施状況について事務局から説明をお願いします。

事務局

<対策の実施状況について説明>

議長

それでは、ただいま説明いたしました内容について、ご意見・ご質問等はございますでしょうか。

委 員

空き家バンクの実績を伺いたいのですが、令和2年度の実績として成約件数が14件、今までで99件ということですが、まず他の市町村と比べて弘前市がどのくらい頑張っているのか。

それからもう一つが空き家バンクを通じて購入した場合、買受人が空き家として使う、または除却するということが条件となっているのか。

つまり、一番危惧するのは、投資のために買っておこうと言って、そのまま放っておいちゃうとなると、結局は所有者が変わっただけで、空き家のままという状態になる恐れがないのかということ、この二点について教えてください。

議長

今のご質問について、事務局いかがでしょうか。

事務局

一つ目の他市との比較ですが、県内でも青森市さんや八戸市さんなどで空き家バンクが 運営されていますが、比較的件数がまだまだ少ないように思われます。弘前市では平成2 7年から空き家バンクに取り組んでいますが、現在は圏域8市町村で運営しております。 実績の件数については、県内でも群を抜いているものを把握しております。

次に、投資目的に関する話ですが、空き家バンクとしては、バンク内で成立した物件を

対象に補助金を出しているのですが、その条件として空き家に住むことを設定していますので、ご質問の投資目的のものや単純に購入して住まないというものは補助対象となりません。

議長

委員よろしいでしょうか。他にご意見、ご質問等ございませんでしょうか。無いようですので次に進みます。

議長

引き続きまして、議題(2)「特定空き家等の認定について」と、その次の、議題(3)「特定空き家等に対する措置の進捗状況について」の審議に入りたいと思います。

議題(2)と議題(3)につきましては、個人情報が含まれていることから、本協議会運営規程第2条第1号に該当するため、非公開といたしたいと思いますので、ご了承願います。

~傍聴者退席~

- ·議題(2) ※非公開
- ·議題(3) ※非公開

議長

これをもちまして、本日の会議は終了させていただきます。

円滑な議事の進行にご協力いただきまして、誠にありがとうございました。

議長

最後になりますが、空き家の問題は行政の力だけでは限界がございます。地域の皆様、 専門家の皆様と連携して、対策に取り組んでいく必要があると考えてございますので、これ からも引き続きご支援、ご協力を賜りますようにお願い申し上げます。

それでは、進行を事務局に戻します。

司会

本日、皆様のご了承をいただきました、特定空き家等につきましては、所有者への対応などを丁寧にし、段階的に措置を進めてまいります。

なお、本日配布いたしました資料のうち、資料3と、資料4につきましては、個人情報が 含まれていることから、回収させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして、令和3年度第1回弘前市空き家等対策協議会を閉会いたします。

委員の皆様、大変お疲れ様でした。

【終了】